

社保・国保審査委員連絡委員会

と き 平成 20 年 6 月 19 日（木）15：00～

ところ 山口県医師会館 6F 会議室

報告：常任理事 西村 公一
理事 萬 忠雄

開会挨拶

木下会長 医療費適正化という名の下に、昭和 58 年頃から国が着々と推し進めてきた医療費抑制政策が功を奏し、医師不足等に伴う病院の突然の廃止等により、地域医療、救急医療の現場に混乱を及ぼし、その影響は甚大なものとなってきている。そのため、日本医師会だけでなく、厚生労働省、自民党社会保障制度調査会及び厚生労働部会も、「骨太の方針 2008」の中で、社会保障費の 2,200 億円圧縮を撤廃することが重要と主張しているが、財務省は同調していないところであり、今しばらく注視する必要がある。

さて、審査委員連絡委員会は医療保険審査における疑義解釈の難しい案件について、取扱いの明確化や社保と国保の較差是正を目的としている。また、審査される側と審査する側の意見相違を埋めていくことも重要と考えている。

本日いくつかの議題が提出されていますが、慎重審議をお願いして挨拶とさせていただきます。

協議

1 ペグイントロンの取扱いについて〔支払基金〕

ペグイントロンの投与に際して、ウイルスの型、ウイルス量及び投与開始日の記載が必要と考えるが協議願いたい。

また、ペガシスとリバビリン製剤であるコペガスに関しての投与期間（72 週）及び記載必要事

項についても同様の取扱いでよい。

ウイルスの型、ウイルス量及び投与開始日の記載が必要。

ペガシスとコペガスの投与に関しても、72 週の投与を認める。記載必要事項に関しても同様である。

2 キシロカインゼリーの算定について

〔国保連合会〕

次の場合、処置薬剤としてキシロカインゼリーの算定はいかがか。国保では認められているものもあるが、社保では「潤滑油」を用いるべきとして査定される場合もあるため協議願いたい。

- ①胃管カテーテル挿入時
- ②イレウス用ロングチューブ挿入時
- ③浣腸時
- ④前立腺マッサージ時
- ⑤直腸指診（ジギタール）時
- ⑥気管切開チューブ交換時

浣腸時を除き認める。なお、坐薬挿入時は認めない。

〔関連記事〕「山口県医師会報」

平成 15 年 2 月 1 日・社保国保審査委員連絡委員会

3 結核菌検査について

〔国保連合会〕

マイコバクテリウムアビウム・イントラセルラ

出席者

委 員 為近 義夫
岡澤 寛
山本 徹
小田 達郎
矢賀 健
村上 卓夫

委 員 江里 健輔
古賀 勝
柴田 正彦
大藪 靖彦
杉山 元治
土井 一輝
上野 安孝
安武 俊輔

県医師会
会 長 木下 敬介
副 会 長 三浦 修
常任理事 西村 公一
理 事 萬 忠雄
田村 博子
河村 康明

一核酸同定精密検査（MAC）と結核菌群核酸増幅同定検査の同時算定について次の場合それぞれの算定が認められるか。

- (1) 「結核の疑い」「非定型抗酸菌症の疑い」の両疾患名があり、細菌顕微鏡検査により抗酸菌陽性が確認された症例で検体が 1 つの場合。
- (2) 「結核の疑い」「非定型抗酸菌症の疑い」の両疾患名があり、抗酸菌陽性が確認されていない症例について、検体を気管支内視鏡を用いて採取する場合。

- (1) 併算定を認めるが、「他の検査で結核が陰性であることが確認された場合のみに算定できる」と通知されているため、その旨注記が必要。
- (2) 注記なしで併算定を認める。

4 ヘモグロビン A1c 等の月 2 回算定時の記載事項について [支払基金]

通知では、「HbA1c、グリコアルブミン又は 1.5AG のうちいずれかを同一月中に併せて 2 回以上実施した場合は、月 1 回に限り主たるもののみを算定する。ただし、妊娠中の患者、1 型糖尿病患者、経口血糖降下薬の投与を開始して 6 月以内の患者、インスリン治療を開始して 6 月以内の患者等については、いずれか 1 項目を月 1 回に限り別に算定できる。」とある。

- (1) 算定要件（「インスリン治療を開始して 6 月以内の患者」等）の注記が必要か。
- (2) 例えば、院外処方のため経口血糖降下薬の投与の有無が分からない場合や 6 月以内の期間等がレセプト上診療開始日等から判断できない場合の取扱いはいかがか。

- (1) 注記が必要。
- (2) 注記が必要。

5 UCG 検査の取扱いについて [支払基金]

平成 20 年 4 月の診療報酬改定により、心臓超音波検査は、パルスドプラ法（200 点）が包括され、UCG（断層撮影法及び M モード法）880 点となった。

また、高血圧については、左室肥大、心不全を合併してくることは周知の事実である。

このことから、高血圧症のみ（他の心疾患病名なし）の場合でも、必要時の UCG（断層撮影法及び M モード法）検査は認める取扱いでよろしいか。

従来どおり「高血圧症」のみでは認められない。心臓疾患（疑いを含む）病名が必要。

〔関連記事〕「山口県医師会報」

平成 11 年 3 月 21 日・社保国保審査委員連絡委員会

平成 18 年 3 月・社保国保審査委員連絡委員会

6 病理組織標本作製料の算定（臓器名記載）について [山口県医師会]

乳腺悪性腫瘍手術（乳房切除術・腋窩鎖骨下部郭清を伴うもの）施行患者に対して、病理組織標本作製 880 点×2 回を算定したところ、「臓器名の記載がないため」として 1 回分が減点された。しかし、乳房に合わせてリンパ節の検査は通常行う臓器であり、その記載（リンパ節）が別途必要であるか。レセプトの記載については、厚労省の事務連絡（平成 14 年 3 月 28 日）に「・・・行った検査・処置等や他の傷病名の記載から医学的に判断して、その発症が類推できるものは記載する必要はない。」とあり、この場合の臓器名の注記についても、省略できないものかと会員から事例が提出されているため協議願いたい。

本事例については認められる。なお、類推できるものについての記載は不要であるが、無用な返戻・査定を防ぐため、臓器名の注記があることが望ましい。

※以上の合意事項については、平成 20 年 8 月診療分から適用する。

【留意事項】

お盆の初・再診における加算について

お盆において日曜日以外を休診日とした場合には、時間外加算の算定となります。これは、休日加算の対象が日曜日及び祝日に限り定められているためです（診療報酬の算定方法）。なお、この場合の時間外加算の算定についても、休診日の届出（社会保険事務局）をするようお願いいたします。